

「つばめ子育て応援企業認定マーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、つばめ子育て応援企業又はつばめ子育て応援企業プラス(以下「つばめ子育て応援企業等」という。)に認定された者がつばめ子育て応援企業認定マーク又はつばめ子育て応援企業プラス認定マーク(以下「認定マーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 つばめ子育て応援企業等であること。(燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める認定企業であること。)

(使用基準)

第3条 前条の基準を満たす者は、「つばめ子育て応援企業等認定マークデザインマニュアル」に基づき、広く広報物等に使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(使用料)

第4条 認定マークの使用料については、無料とする。

(使用の中止等)

第5条 市は、不適正な認定マークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

(認定マークに関わる権利)

第6条 認定マークに関する一切の権利は、燕市に帰属する。

(規程の改定)

第7条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本規程は、令和7年4月1日から施行する。

つばめ子育て応援企業等認定マークデザインマニュアル

つばめ子育て応援企業

<カラー>



<モノクロ>



つばめ子育て応援企業プラス

<カラー>



<モノクロ>



使用上の
留意事項

- 必ずマークと文字を一体として使用する。
- マークと文字は、指定の大小・位置関係に基づいて使用する。
- マークを変形したり、または他の図形や文字と重ねて使用しない。